



「防犯教室」 講師 東警察生活安全課 三山夏奈子さん

<窃盗とは?>

「刑法235 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」窃盗とは、万引き、自転車、バイクなど、他人のものをとること。他人の家で許可なく充電しても、「盗電」という窃盗になる。13才未満の場合：警察で事情を聞く→保護者に連絡し、行動が繰り返される場合→施設入所となる場合もある。14才以上の場合：警察で取り調べ→家庭裁判所に送致→審判（大人だと裁判）→少年院・鑑別所入所となる場合もある。

無免許（免許を取る前）で、バイクに乗ると、「道路交通法第64条」違反になり、運転免許試験に合格しても一定期間、免許の拒否または保留の対象となる。

<性犯罪>

罪名（強制性交・強制わいせつ・公前わいせつ・児童ポルノ・のぞき・痴漢・・・など）

特に、SNSでの画像拡散が問題になっている。転送者（画像を送った人）児童ポルノ法で検挙。画像をもらった人、警察で指導と補導処置。13才未満の性的な画像の提供は、児童ポルノ法違反。安易にアップしない。1度ネット上に流れた画像などを全て削除するのは、無理。加害者、被害者ともに、将来にどう影響するかわからない恐ろしさがある。SNSにアップする前にしっかり考える。

やった人が警察に来たとき「悪いとわかっていました。」「こんなことになるとは思っていませんでした。」「ばれないと思っていました。」「いたずらのつもりでした。」など言う。やった人がどういう気持ちでやったかではなく、相手が嫌な思いをしたら犯罪になる。匿名でやればわからないと思うかもしれないが、捜査したら誰がしたかは、わかる。これをアップしたらどうなるかしっかり考えてほしい。

<インターネット>

今の生活に欠かせない。しかし、使い方を間違えると大変なことになる。包丁に例えるとわかる。包丁は料理が出来て便利。しかし使い方を間違えたり、人に向けるとけがをさせたり、最悪の場合、命を落とすことにもなる。インターネットも同じで便利だが、使い方を間違えると大変なことになる。

<インターネットの3つの危険>

①知らないうちに被害者になる。②知らないうちに加害者になる。③「あとちょっと」で依存症になる。WHOでは、ゲーム依存症が確認されている。日常生活（仕事・学習など）よりもゲームを優先してしまう。成人は12ヶ月以上続いたら、子どもはもっと短期間で診断される。依存症なのに何故、警察で扱うのか？少年の場合、ゲームにのめり込むと課金が増え、お金のトラブルが出てくるため、保護者からの相談がある。大人も子どもも、本来その人がしないといけなことをしなくなり、お金のトラブルや危険なところへ踏み込んでしまう。最初は、小さいはみ出しから始まる。

<パパ活・ママ活>（インターネットで知り合った人と食事をして小遣いをもらう行為）

以前は、援助交際（性的行為 犯罪行為）だったが、軽い気持ちでツイッターで募集している。1回すると簡単にでき、お金がもらえる。「ご飯食べてるだけでなにもしてない」「いいじゃないですか」という人もいる。世の中にこんなうまい話はない。1回目は、手なづけ行為で、その後、食事中、席を外したときに、飲み物に薬を入れられ、連れ去られた事例もある。世の中にこんなうまい話はあるはずがない。

もし、自分が「加害者」として、逮捕されたら・・・。

「自分は学校にいられるか」「友だちとの関係は」「将来の夢は」「親は職場で」「兄弟姉妹は」「同じ家に住めるか」「巨額の損害賠償金は誰が払うのか？」

もし、自分が「被害者」になったら・・・。早く、信頼できる大人に相談する。

全国共通の相談窓口

- チャイルドライン 0120-00-7777
- 子ども人権110番 0120-007-110
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

地方の相談窓口

- ◎ヤングテレフォン（各都道府県警察の少年窓口）
- ◎いのちの電話 ◎保健センター ◎医療機関 ◎警察の相談窓口 ◎児童相談所 など

『あ・と・が・こ・わ・い』

- 「あ」あわない 「と」とらない（写真） 「が」画像を送らない
- 「こ」個人情報をアップしない 「わ」悪口を書かない 「い」いじめない

「喫煙」 未成年の喫煙は、発育・発達に影響が大きく、依存症になりやすい。未成年者喫煙禁止法（未成年者の喫煙が禁止されている。親は未成年者の喫煙を止めること、販売業者が未成年者に販売しないことが示されている）

子どもの喫煙で親が罰せられる！

*「保健体育のノート」から

未成年者喫煙防止法によって、未成年者の喫煙を止めない親権者、未成年者と知って売った店員や店の責任者、オーナーらは罰せられます。つまり、もしもあなたが気楽な気持ちでたばこに手を出し、親の制止を聞かずに吸い続けたとしたら、親が罰せられるのです。また、未成年者が大人からタスポ（成人を識別するICカード）を借りて自動販売機で購入すると、タスポを貸した大人が罰せられます。

「飲酒」 未成年の飲酒は、脳などのさまざまな器官に障害が起こりやすく依存症になりやすい。未成年者飲酒禁止法（未成年者の飲酒が禁止されている。親は未成年者の飲酒を止めること、販売業者が未成年者に販売しないことが示されている）

「自転車運転の悪質な『危険行為』」

道路交通法の改正により、自転車乗用中の14項目の「危険行為」が規定され、14才以上の人が3年間に2回違反した場合は、有料の講習会が義務づけられた。

自転車事故と刑事責任

*「保健体育のノート」から

「自転車事故は起こしてもたいしたことにはならない。罪に問われることはない。」とっていませんか？道路交通法では、自転車は車両の一種です。法律に違反して重大な事故を起こすと「重過失致死罪」や「過失傷害罪」等の刑事上の責任が問われ、懲役または罰金が科せられます。また、罰金以上の刑事罰を受けると医師や看護師、栄養士、調理師などの免許が与えられないことがあります。

自転車事故と民事責任

*「保健体育のノート」から

自転車事故で相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任が生じます。男子小学生（11才）が夜間に帰宅中、歩道と車道の区別がない道路で、歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性に頭に骨折の傷害を負わせ、女性は意識不明になりました。この事故の裁判では、9521万円の損害賠償が命じられました。民事上の責任は未成年者であっても免れることはできません。

高等学校では……。 (学校によって対応は差がありますが、一般的なものです)

○ほとんどの学校で携帯電話持ち込み可ですが、校内での使用は禁止しています。

校内で使用した場合……。保護者と一緒に指導

SNSなどでの不適切な使用があった場合……。警察対応

○触法行為（喫煙・飲酒・無免許運転……）

「特別な指導になる」ところから、1回でもあれば「触法行為は退学」のところまでである

「防犯教室」を終えて！

○もし犯罪を犯してしまったらどういうふうな流れになるのかとか、どういう罪に問われるのかが分かりました。いろんな犯罪名、刑罰があるんだなって思いました。インターネットを使うときは人一倍気をつけて使用したいです。

○「あとがこわい」という合い言葉を知ることが出来ました。画像を送ったあとのSNSの怖さを知ることが出来ました。「あとがこわい」の『こ』「個人情報をアップしない!」を特に気をつけたいです。

○「パパ活」についての話が心に残った。中学生はまだバイトが出来ない。でもお金が欲しいという思いでやっつけてしまっているのかなと思った。自分も知らなかったら食事ぐらいという感覚でやっつけてしまうのかなと思った。今日の話をしっかり心にとめておこうと思った。

○あまり身近に感じることはなかったけど、自分も簡単に、被害者にも加害者にもなることが分かった。

○犯罪の怖さについて話を聞いた。ネット上はやっぱり怖いと思った。大事な言葉「あとがこわい」を忘れないようにする。自分だけでなく、まわりの人たちも巻き込んでしまう危険性もあるので気をつけたい。

○今日学んだことは、軽い気持ちでやったことが、犯罪行為だと、将来にわたって影響するということや自分だけでなく、家族やまわりの人もまきこんでしまうことがわかった。

○インターネットの被害で、SNSにアップしてトラブルに巻き込まれることもあるけど、自分でも気がつかないくらいスマホを使っていて、依存症になりかけていると思う。コントロール出来るようにしたい。

○SNSで被害者にも加害者にもなりたくないんで、使う前には、しっかり考えて便利に使おうと思った。

<進路説明会のご案内> 1月7日(金) 14:30~ 予定しています。

*詳しい、時間・会場などは、期末懇談までに案内状を配布します。

*これまでの「進路学習」の内容を11月26日(金) Classroomに配信します。期末懇談までに親子で見てください。